

給水装置材料基準

平成31年（2019年）4月1日

城陽市上下水道部

目 次

第 1 章	総則	
1	目的	1
2	性能基準	1
3	性能基準に係る試験	1
第 2 章	給水装置材料	
1	給水装置材料	2
2	給水装置材料の規格品等の取扱い	2
3	給水装置材料の使用区分（用語の定義）	2
第 3 章	特定区間の給水装置材料	
1	材料の承諾	2
2	承諾申請	3
3	材料の登録	4
第 4 章	特定区間以外の給水装置材料	
1	特定区間以外の給水装置材料	4
2	性能基準適合品の情報	4
3	城陽市形材料の取扱い	4
第 5 章	確認検査	
1	現場確認検査	5
2	不良品確認検査	5
第 6 章	配水管材料を給水装置材料として使用する場合の取扱い	
第 7 章	雑則	
1	自己認証品の取扱い	5
別表 1	検査証印等一覧表	6

給水装置材料基準

第1章 総則

1 目的

この基準は、城陽市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が、給水装置工事に使用する給水管及び給水用具（以下「給水装置材料」という。）の性能等が、水道法第16条に定める「給水装置の構造及び材質」に適合しているか否かについて、城陽市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第11条（工事の施行）の規定に基づき、設計審査及びしゅん工検査を行うために必要な事項を定め、適正な材料の使用に供することを目的とする。

2 性能基準

水道法第16条「給水装置の構造及び材質」の規定により、同法施行令第5条第1項第1号～第7号において、「給水装置の構造及び材質の基準」が定められている。また、個々の給水装置材料が満たすべき性能及びその定量的な判断基準（以下「性能基準」という。）並びに給水装置工事が適正に施工された給水装置であるか否かの判断基準として、技術的細目（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（以下「基準省令」という。）厚生省令第14号；平成9年3月19日公布、最終改正 厚生労働省令第15号；平成26年2月28日公布）が規定され、耐圧、浸出等、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒及び耐久に関する基準が明確化されている。

- (1) 耐圧に関する基準 (基準省令第1条)
- (2) 浸出等に関する基準 (基準省令第2条)
- (3) 水撃限界に関する基準 (基準省令第3条)
- (4) 防食に関する基準 (基準省令第4条)
- (5) 逆流防止に関する基準 (基準省令第5条)
- (6) 耐寒に関する基準 (基準省令第6条)
- (7) 耐久に関する基準 (基準省令第7条)

3 性能基準に係る試験

給水装置材料の基準省令に規定する試験は、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」（厚生省告示第111号；平成9年4月22日告示、最終改正 厚生労働省告示第499号；平成24年9月6日告示）の規定に基づく試験方法により行い、基準を満たしたものが基準適合品となる。

第2章 給水装置材料

1 給水装置材料

給水装置材料は、給水装置の構造及び材質（水道法施行令第5条）に適合していなければならない。

2 給水装置材料の規格品等の取扱い

給水装置材料に関する規格及びこれに準じるもので、性能基準を満足する製品規格に適合している以下の製品については、基準適合品として取扱う。

- (1) J I S（日本工業規格）に定める水道用品
- (2) J W W A（日本水道協会規格）に定める製品
- (3) 製造業者等の団体規格品（基準適合の証明がある製品）
- (4) 海外認証機関の規格による製品
- (5) 第三者認証品
- (6) 自己認証品（基準適合の証明がある製品、その他基準適合を証明できる製品）

3 給水装置材料の使用区分（用語の定義）

管理者の承認する給水装置材料についての用語は、次のとおり区分し定義する。

(1) 指定品目

条例第9条の2（給水装置の指定）に規定する指定区間（配水管への取付口から水道メーターまでの部分（副止水器具を含む。））に使用し、管理者が施工する漏水修繕及び検定期間満了メーターの取替工事等の範囲に含む給水装置材料として指定する品目（別表2 給水装置使用材料一覧表）をいう。

(2) 基準適合確認品目

指定区間以外の給水装置材料として、管理者が既に性能基準に適合していることを確認している品目（別表1 検査証印等一覧表）をいう。

第3章 指定区間の給水装置材料

指定区間に使用する給水装置材料（指定品目）は、性能基準に適合するもので、管理者は、条例第9条の2（給水装置の指定）の規定に基づき、品質、形状、寸法等の性能について審査し、承諾したものを指定する。

1 材料の承諾

管理者は、指定品目について、維持管理面やより有効な性能等を確保するために、品質、形状、寸法等、性能を審査し、承諾することができる。

2 承諾申請

管理者が指定する指定品目について、製造・販売を希望する製造者又はこれに準ずる者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出し、管理者の承諾を受けなければならない。

(1) 申請書類 2部提出

- ア 水道用資機材承諾申請書（様式10）
- イ 製品の製作図面
- ウ 製品の仕様書又は説明書
- エ 製品が承諾品目の技術仕様に適合することを証明する書類、又は技術仕様に準拠しこれと同等以上であることを証明する書類
- オ 「日本水道協会検査工場登録通知書」又は「日本工業規格表示許可書」若しくは「ISO9001 審査登録証」の写し
- カ 価格表
- キ 工場概要書
- ク 製造実績及び納入実績等
- ケ 外部会社と提携する場合は、その関係を示す書類
- コ その他管理者の指定する書類等

(2) 審査

書類や材料見本等により、次の性能確認審査を行う。

ア 外観

巣孔・欠損・亀裂・コブ・肌錆張り・表面処理及び表示記号等について、目視並びに器具測定により行う。

イ 形状・寸法

申請図面（製作図面）が規格図面に示す形状及び寸法によるものであるかの確認を行う。

なお、水道メーター（測定機器）の公差は、J I S及び計量法に基づく。

ウ 材質

引張り、曲げ、伸び等の材料試験及び化学成分分析試験は、公的機関又はこれに準じる機関の検査成績書をもって確認する。

エ 性能

耐圧、浸出、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒、耐久性能について、基準省令で定められた基準を満たしていることを証明する公的機関、又はこれに準じる機関の書類をもって確認する。

オ 型式承認

水道メーターにあつては、計量法に規定された基準に適合することを証明する公的機関、又はこれに準じる機関の書類をもって確認する。

カ その他

管理者が必要と認めたもの。

(3) 審査結果等の通知

管理者は前項の審査の結果、承諾するときは、「水道用資機材承諾通知書」(様式13)により通知し、不承諾とするときは、「水道用資機材不承諾通知書」(様式16)により通知する。

(4) 材料の販売

申請者は、審査を経て承諾通知を受領した後でなければ、当該材料を販売してはならない。

3 材料の登録

(1) 登録制度

管理者は、性能基準に適合している材料について、使用者等に対する情報提供や設計審査業務等を円滑に行うために登録制度を設ける。

(2) 構造等の変更

申請者は、承諾を受けた材料の構造又は材質の一部を変更するときは、「水道用資機材承諾事項変更申請書」(様式11)を提出し、管理者の承諾を得なければならない。

(3) 登録の抹消

申請者は、承諾を受けた材料の製造中止等により、材料登録の必要性がなくなったときは、直ちに「水道用資機材承諾取消申請書」(様式12)を管理者に提出しなければならない。

第4章 指定区間以外の給水装置材料

1 指定区間以外の給水装置材料

指定区間以外に使用する給水装置材料は、性能基準に適合するものでなければならない。

2 性能基準適合品の情報

性能基準に適合している材料については、厚生労働省や公益社団法人日本水道協会のホームページにて公開されている。

3 城陽市形材料の取扱い

城陽市形材料(性能基準適合品)は、基準適合確認品として取扱うものとする。

第5章 確認検査

1 現場確認検査

管理者は条例第11条第5項に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に適合している材料が適正に使用されているか確認する検査を次の事項により実施する。

- (1) 検査証印等の確認（別表1「検査証印等一覧表」参照）
- (2) 製造者マーク（商標）の確認
- (3) 製造過程において生じた巣孔、肌錆張り等の確認
- (4) 運搬等において生じた傷、割れ、塗装剥離、サビ等の有無の確認
- (5) その他必要な確認

2 不良品確認検査

管理者は、現場確認検査等で給水装置材料の品質等に重大な欠陥があると判断した場合は、申請者に対し第3章2の(2)に規定する項目について再検査を要請するものとする。

なお、再検査に必要な費用は申請者が負担するものとする。

第6章 配水管材料を給水装置材料として使用する場合の取扱い

管理者の承諾を得た配水管材料を給水装置材料として使用しようとするときは、給水装置材料としての判断を要する事項について、市上下水道部の関係部署にて検討を加えるものとする。

第7章 雑則

1 自己認証品の取扱い

管理者は、製造者や販売業者が自らの責任において性能基準の適合性を証明した材料（自己認証品）について、使用者又は給水装置工事主任技術者から指定区間以外の給水装置に使用したい旨の申し込みがあり、なおかつ当該材料について公的機関による性能を証明する書面を確認したときは、これを拒否することができない。

附 則

(施行期日)

- 1 本基準は、平成31年4月1日から施行し、平成31年6月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行後の取扱いは、平成31年11月30日までは、従前の取扱いを適用することができる。

別表1 検査証印等一覧表

JIS	JISに定める水道用具	
(公社)日本水道協会	基本基準適合品	
	基本基準適合品 寒冷地仕様	
	基本基準適合品 寒冷地と共用仕様	
	特別基準適合品 技術基準適合品	
(一財)日本燃焼機器検査協会	性能基準適合品	
(一財)電気安全環境研究所	性能基準適合品	
(一財)日本ガス機器検査協会	性能基準適合品	
Underwriters Laboratories Inc.		 